

五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年8月28日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
定期監査
2. 措置を講じた対象課
上下水道局(下水道事業)
3. 監査の期間
平成25年1月30日～平成25年2月26日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 修繕工事(11節修繕料)及び委託業務において契約事務手続きに不備のあるものが散見された。今後、五泉市契約事務規則による適正な事務処理に努められたい。	修繕に関する契約事務について、五泉市契約事務規則に基づき適切な処理がされるように局内会議により周知徹底しました。また、業務委託契約については、予定価格を設定し、事務処理を行いました。今後は、規則等に基づき適正な事務処理に努めます。
② 下水道受益者負担金徴収猶予の期間が満了後、更新の手続きを行っている事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	徴収猶予期間を再確認し、期間満了前に事務処理が完了するように、計画的な事務処理を行うよう徹底しました。